

耐震診断・耐震改修設計・耐震改修補助制度

住宅の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修に対する補助を行っています。

●耐震診断補助

【対象】 以下の条件に該当するもの。

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた建築物。
- ・現在居住されている、または、これから居住しようとする建築物。
- ・所有者に固定資産税の滞納がないこと。

【補助額】 耐震診断に要する費用の90%の額。ただし限度額は4万5千円。

※上記の補助額については、木造住宅一戸建の場合です。他の建築物の補助額については、お問い合わせください。

●耐震改修設計補助

耐震改修設計とは、耐震診断の結果、住宅の耐震性が不十分な場合、耐震性を高める計画を作ることです。

【対象】 以下の条件に該当するもの。

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅。
- ・現在居住されている、または、これから居住しようとする木造住宅。
- ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの。
- ・所有者の課税所得金額が5,070,000円未満であること。
- ・所有者に固定資産税の滞納がないこと。

【補助額】 耐震改修設計に要する費用の70%の額。ただし限度額は10万円。

●耐震改修補助

リフォーム工事などは対象外です。まずは事前協議が必要です。工事着工前に必ずご相談ください。

【対象】 以下の条件に該当するもの。

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅。
- ・現在居住されている、または、これから居住しようとする木造住宅。
- ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの。
- ・所有者の課税所得金額が5,070,000円未満であること。
- ・所有者に固定資産税の滞納がないこと。

【補助額】 1戸につき40万円（所得により60万円）。または、耐震改修工事に要する費用のいずれか低い額。

※耐震シェルターも補助対象に追加（耐震シェルターとは寝室などの居室の内側を囲む箱型の構造物で、安全な空間を確保することができるものをいいます）。

【申込締切】 ○診断：平成31年1月31日（木）

○設計・改修：11月30日（金）

締切日前でも、予定件数に達すれば受付を終了することがあります。お早めにお申込みください。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

耐震の補助制度をご利用ください

住宅の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修に対する補助を行っています。ぜひ、ご利用ください。

また、耐震に関する啓発ブースを下記の日程で設置します。お気軽にお立ち寄りください。

【と き】 10月15日（月）～23日（火）

午前9時～午後5時30分

【ところ】 役場1階正面玄関入口

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

ブロック塀等撤去促進補助金の創設

地震などにより、道路などに面したブロック塀などの倒壊に伴い生じる被害を未然に防ぎ、人身事故の防止と避難路の確保を目的として、道路などに面したブロック塀などの撤去にかかる費用を補助します。

【補助対象ブロック塀など】

道路などに面したブロック塀などで道路面からの高さが60cmを超えるブロック塀など

※擁壁などにブロック塀などが設置されている場合は、道路面から擁壁などとブロック塀などの合計の高さが60cmを超えるブロック塀など。

【道路など】

公道（国、府、町管理の道路）、不特定が通行する私道、公園

【ブロック塀など】

コンクリートブロック塀、コンクリート塀、レンガブロック塀、土塀、コンクリートブロックの形状に切り出された自然石を組上げた塀

【擁壁など】

コンクリート造擁壁、自然石などを積み上げた石積み

【補助対象者】

ブロック塀などの所有者などで、補助対象ブロック塀などを撤去する者。

【補助対象工事】

補助の対象となる工事については、次のいずれかに該当するもの。

●補助対象ブロック塀などを全て撤去する。

●補助対象ブロック塀などの一部を撤去し、撤去後の高さを道路面から60cm以下にする。

●擁壁などの上に設置されている補助対象ブロック塀などを全て撤去する。

【補助金額】

次の①、②のうち、いずれか低い額の80%を補助。ただし、補助上限額は、20万円

①補助対象ブロック塀などの撤去工事費

②10,000円/㎡×補助対象ブロック塀などの見附面積

【補助期間】

10月1日～平成31年3月31日

※ただし、平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震以降で、本補助制度創設前に工事着手などしている場合は、6月18日に遡及して適用します。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

送費などの費用が余分に掛かります。精度の高い調査結果を得るには、むしろ、回収率を高めることが重要です。このことについて、無線放送を使った呼び掛けが住民代表の委員のかたから提案されました。住民のならではの、大変素敵なアイデアでしたので、採用することにしました。

なお、本誌がお手元に届くころには、住民アンケートは終了していると思います。ご協力下さったかた、本当にありがとうございました。忘れた！というかたは、至急、返送をお願いします。アンケートの結果は後日、本誌およびホームページなどで公表・解説します。

・先進事例視察について

現在検討している「コミュニティバス（町内循環バス）」の先進地域として全国的に有名な「住吉台くるくるバス」（神戸市東灘区）を交通会議の委員のみなさんと、10月2日（火）に視察してきます。この「住吉台くるくるバス」は、私（小川）が昨年10月に「太子町の地域公共交通を充実させるために必要なこと」と題して講演した際に取り挙げた事例です。

平成17年1月から運行されているバスですが、少子高齢化で地域の人口が減少しているにも関わらず、利用者が増えているという、まさに、住民の生活の一部となっている驚きのバスです。太子町に役立つアイデアを盗んできますので、次号の視察報告を楽しみにしておいて下さい。

・路線バス利用実態調査について

路線バスである金剛バスの「太子線」と「太子葉室循環線」で利用実態調査を行います。平日と休日の各1日、始発から最終までの全ての便に調査員が同乗し、バス停ごとの乗降者数、性別、年齢などを「目視」で調査をします。

調査の目的は、金剛バスによる移動の状況（どこからどこまで需要があるか）と、利用者の属性（どのような人が利用しているか）を把握することです。この調査を通して、太子町内の人の動きを読み取ります。

また、現在検討している「コミュニティバス（町内循環バス）」は、路線バスである金剛バスと「協力」しながら、太子町の地域交通問題の解決を目指すものです。金剛バスと「過当競争」することのないよう、検討資料としても活用します。調査結果は後日、本誌およびホームページなどで公表・解説します。

・住民ワークショップ概要(案)について

最後に、住民ワークショップ概要(案)について検討しましたが、ところで、みなさんは「ワークショップ」というものをご存知でしょうか。

ワークショップ（workshop）とは、本来は「工房」や「作業場」という意味ですが、この場合は、「様々

な立場の人たちが集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく協働の場」を意味します。よく、意見や陳情を申し述べる場と勘違いされているかたもおられますが、そのような場ではありません。

ワークショップでは、一般的に「ファシリテーター」と呼ばれる司会進行役があり、参加者が自発的に発言できるよう、環境を整えてくれますが、円滑な進行のために、参加者各自は以下の3点を心得ておく必要があります。

- ・相手の意見を最後まで聞く（さえぎらない）
- ・相手の意見を否定しない
- ・自由な発想で発言する

このようなワークショップをまずは、聖和台・磯長台で始めます。すでに当該地区では、先月の広報誌で募集案内をし、第1回のワークショップが10月7日（日）に行われます。70名近くのかたから申し込みがあったと聞いて、その多さに大変驚いております。当日、私（小川）は青山学院大学で開催される「日本交通学会」に参加のため、残念ながら欠席いたしますが、楽しい、ユニークな意見交換と提案を大いに期待しています。よろしくお願いします。

なお、今後、畑・山田地区でもワークショップを開催します。また、路線バス（金剛バス）も含む、総合的な観点から、豊かな地域公共交通を創るためにも、その他の地区においても、説明会や意見交換の場を設定します。太子町の交通について日ごろ思うこと、改善してほしいところなどを予め整理しておいて頂きたいと思います。

最後に、今後、豊かな地域公共交通を創るため、各地区で様々な場が設けられますが、そのときには是非とも心掛けて頂きたいことを以下に挙げておきます。

～してほしい(×)→ ～したい(◎)

■様々な地域交通の問題や課題に対して、行政や交通事業者が責任を持って行わなければならない部分は当然あります。ただ、それをお願いするだけでは、みなさんの生活環境は一向に良くなりません。

■私なら、僕なら、このようなことができる、このようにしたい、このようにします、というような、主語が「自分（一人称）」である、積極的な意見や提案をお願いします。

■本稿は、太子町地域公共交通会議会長・大阪産業大学経済学部教授の小川雅司氏が執筆したものである

地域公共交通について考える 10

●太子町地域公共交通シンポジウムを開催しました (第2弾：パネルディスカッション【前半】)

8月12日(日)の午後1時45分から4時30分まで、「万葉ホール」で「太子町地域公共交通シンポジウム」を開催しました。今回は「パネルディスカッション:公共交通を持続させるために必要なこと」の内容(前半)についてお伝えいたします。コーディネーターは私(小川)が務め、以下の方がたにパネリストとしてご登壇頂きました。

【コーディネーター】

小川 雅司 (大阪産業大学 経済学部 教授)

【パネリスト】

稲沢 文啓 氏 (近畿運輸局 大阪運輸支局 総務企画部門 首席運輸企画専門官)

森本 重和 氏 (明星町地区まちづくり協議会 会長、明星町自治会バス運営委員会 副委員長)

佐藤 貞良 氏 (磯長台の福祉を考えるつどい 代表)

小路 颯人 氏 (タイシテラス 代表)



●太子町が抱える地域公共交通の課題とポイント

太子町が抱える地域公共交通の問題点や課題は「太子町地域公共交通基本計画」で整理されていますが、バスが運行したとして、基本計画に記載されている町民のニーズの通り、本当に利用するのか、大変心配ではないという発言がありました。確かに「言動不一致」に対する心配は私(小川)もありますが、そのために、来年のできるだけ早い時期に「実証運行(社会実験)」を実施します。

実証運行では、様々な実験を行う予定です。厳しいかもしれませんが、利用者が極端に少ない場合、ルート(路線)やバス停の廃止や見直しを行います。ニーズがあるならば、それが利用に結びつかないといけません。「空気ばかりを運ぶ」ようなバスは、税金の無駄遣いと言っても過言ではありません。

そのためには、利用したくなるバスがどのようなも

のなのか、を考えなくてはなりません。コミュニティバスを検討する際、高齢者を想定しがちですが、学生も実際に困っているという意見がありました。

確かに学生も自家用の交通手段がなく、公共交通機関に頼らざるを得ない「交通弱者」です。たとえば、畑・山田地区に住む高校生が上ノ太子駅を経由して、町外の学校に通学する場合、現状では、公共交通機関では上ノ太子駅に行くことができません。できたとしても、自宅から金剛バス(太子線)のバス停まで歩き、そこからバスに乗り換えて、上ノ太子駅まで行く。しかし、通学時の忙しいときに、このような移動が無理となると、ご家族によるマイカー送迎しかありません。

パネリストからは、家族に負担を掛けて申し訳ない、という意見もありましたが、それが高校生ではなく、大学生なら、どうでしょう。私(小川)の経験からすると、通学が不便なことを理由に、通える距離であっても「下宿」をする大学生は一定数います。太子町は日本創成会議が定義した「消滅可能性都市」ではありませんが、『太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略』(平成28年3月)によると2060年の太子町の推計人口は8,145人で、およそ40年前の人口に相当します。

子どもや学生、若い世帯が定住してもらえる「しかけ」が不可欠であることは言うまでもありませんが、そのしかけの1つの大きな柱が「地域公共交通の充実」であることは間違いありません。

【つづきは次号で】

●第2回太子町地域公共交通会議を開催しました

8月28日(火)の午前10時から12時まで、「太子町まちづくり観光交流センター」で「第2回太子町地域公共交通会議」を開催しました。当日の議事(記事内容の関係で順番は変更しています)は以下の通りです。

・住民アンケート(案)について

まずは、住民アンケート(案)についてですが、「太子町地域公共交通基本計画」で「公共交通空白・不便地域」と定めた聖和台・磯長台地区(約1,120世帯)と、畑・山田地区(約1,250世帯)で実施します。内容は、現状の把握と新規路線、交通体系に関する質問で、基本計画の「施策イメージの図」を具体化する資料として利用します。

交通会議では、部分抽出ではなく、悉皆(全数)調査(全員を対象とする調査)が望ましいという意見も出されましたが、統計学的にみて、上記の1,120世帯、1,250世帯は十分な標本数です。また、悉皆調査は郵



先端設備等導入計画の認定

6月6日に生産性向上特別措置法が施行され、町では導入促進基本計画を策定しました。それに伴い、先端設備等導入計画の認定申請受付を開始しました。先端設備等導入計画の認定を受ければ、税制支援や金融支援を受けることができます（一定の条件などがあります）。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。観光産業課までお問い合わせください。

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521

ハロウィンジャンボ宝くじ発売!

ハロウィンジャンボ宝くじの当せん金は、1等・前後賞合わせて5億円!

ハロウィンジャンボミニ5,000万円も同時発売!

【発売期間】10月1日(月)~23日(火)

【抽選日】10月30日(火)

ハロウィンジャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

◆問合せ

公益財団法人大阪府市町村振興協会

☎06-6941-7441

固定資産評価審査委員会委員に上田氏

町は、平成30年9月4日に議会の同意を得て、上田 稔氏を太子町固定資産評価審査委員会委員に選任しました。

任期は平成30年9月29日~2021年9月28日です。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

毒キノコによる食中毒にご注意!

秋の行楽シーズンを迎えるこの季節、毎年毒キノコによる食中毒が発生しています。

毒キノコによる食中毒は、激しい下痢、腹痛、嘔吐などの消化器症状やしびれ、めまいなどの神経症状を引き起こし、命にかかわる場合があります。

確実に食用と判断できないキノコは絶対に「採らない! 食べない! 売らない! 人にあげない!」ようにしましょう。

◆問合せ 富田林保健所衛生課

☎23-2682

クルマはあなたのパートナー! 点検整備で安心ドライブ

9月1日~10月31日までは自動車点検整備推進運動の強化月間です。

自動車をお使いのみなさまには、安心安全のためにも、車の点検整備を徹底するようにお願いします。

◆問合せ 近畿陸運局大阪運輸支局

☎072-822-4374

お詫び

広報太子9月号「地域公共交通住民ワークショップ（聖和台・磯長台地域）参加者募集」（折り込みチラシ）で、定員を25人程度（先着順）としていましたが、8月28日開催の地域公共交通会議の中で、定員をなくすることが決定されました。しかし、住民のみなさまに周知をしていませんでした。みなさまにご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

~あなたが主役のまちづくりへ~町長直通便の報告(平成30年4月分~6月分)

町長直通便は、町政に望んでいることやご意見を頂くため行っています。

その内容は、定期的に町ホームページや役場1階フロアで公表していますが、住民のみなさまに幅広く情報を提供するため、報告します。

平成30年4月~6月には、みなさまから7件のご意見やご感想が寄せられ、その内容は、生活に身近なものから、環境や社会教育に関するものなど様々です。ここでは、みなさまから寄せられたご意見などを紹介します。

詳しくは、町ホームページ及び役場1階フロアで掲載しています。

●平成30年4月~6月の期間に寄せられた町長直通便の内容と件数

分類	頂いたご意見などの概要	件数
文化財	二上山岩屋史跡の管理について	1
商工観光	二上山の山の花の保護について	1
道路	国道・府道・町道沿いのごみが多くきれいにしたい	1
ごみ・し尿	ごみ収集車が住宅地内をかなりのスピードで走っているため交通安全の指導を	1
商工観光	町内の公衆トイレが汚いので清掃をしっかりしてほしい。	1
商工観光	二上山の草木の伐採について	1
商工観光	簡易タンクでのガソリンの購入について、農協で販売してもらえるよう働きかけをしてほしい	1
計		7

【町長直通便の利用方法】

町ホームページ「町長の部屋」の「町長直通便入力フォーム」を利用されるか、役場1階フロア及び町立公民館、町立総合体育館に提出箱を設置していますので、所定の様式に明記し、投函してください。

※みなさまから寄せられたご意見、ご感想については、全て町長が読ませて頂き回答していますが、住所、氏名が無記入の場合、回答できませんので必ず明記してください。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300



10月15日(月)～21日(日)は 行政相談週間です

総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、皆さんからの行政に対する意見を、第三者の立場でお聞きし、その解決にあたります。毎月10日(土、日曜日の場合)は次の月曜日、祝日の場合は翌日)午後1時～3時まで役場で行政相談を行っています。

なお、10月については行政相談週間中の15日(月)に行うため、10日(水)の相談は行いません。

また、東大阪市で「相続・登記・税金・年金・住宅など行政なんでも相談所」を開設します。当日は、各機関から専門の担当者が出席し、無料、先着順で相談に応じます。お気軽にお越しください。

■太子町行政相談

【と き】 10月15日(月)

午後1時～3時

【ところ】 役場3階 第2・3会議室

【相談内容】 国、府、町の仕事やサービス、各種制度の手続きに関する相談

■一日合同行政相談所

【と き】 10月12日(金)

午前10時～午後4時

【ところ】 布施駅前市民プラザ

【出席機関】 大阪法務局、東大阪市、日

本年金機構、大阪弁護士会、大阪司法書士会、近畿税理士会など

◆問合せ

総務政策課 ☎98-0300

不動産登記に関する無料相談会

土地の分筆、地積更正、建物の登記、境界がわからないなど、不動産の登記に関するあらゆる相談に、司法書士と土地家屋調査士が無料で相談に応じます。

【と き】 10月15日(月)

午後1時～3時

【ところ】 役場3階 第1会議室

◆問合せ

総務政策課 ☎98-0300



花の文化園 10月イベント

■はなぶん 音楽フェス

花の文化園のフラワーコンサートへの出演でおなじみの団体が一堂に会する丸一日の音楽イベント！詳しくは花の文化園ホームページをご覧ください。

【と き】 10月14日(日)

午前10時～午後3時40分

※雨天の場合10月21日(日)に順延。

■花摘み園

【と き】 10月28日(日)

午前10時～正午

午後2時～4時

【ところ】 イベントホール屋上

花摘み園

【参加費】 300円(入園料が別途必要)

【種類】 コスモス4種

◆問合せ 大阪府立花の文化園

☎63-8739

ラ・フォレスト

野鳥の塗り絵一秋から冬へー河内材の額に入れて

【と き】 10月28日(日)

午前11時～午後0時30分

【ところ】 南河内林業総合センター

ラ・フォレスト

【内容】 季節の野鳥の絵を描きます。プロが使う色鉛筆を使い、雰囲気のある色使いをめざし用意された下絵に色を塗っていきます。仕上がったら特製の地元河内材の額に入れてかざりましょう。

【講師】 ひるねさん(絵本作家)

【定員】 20人

【参加費】 2,000円(額・資料代)

◆問合せ

ラ・フォレスト ☎72-0090

<http://www.sinrin.org/foresta/>

「本人通知（事前登録）制度」を行っています

町では、住民票、戸籍、戸籍附票に関する証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録をした人に対し、その事実を通知することにより、住民票の写しなどの不正請求及び不正取得を防止する「本人通知（事前登録）制度」を行っています。

○登録対象者

- ・太子町の住民基本台帳に記載されている人
- ・太子町の戸籍の附票に記載されている人
- ・太子町の戸籍に記載されている人

○登録の申請

本人確認が出来る書類（免許証など）を提示のうえ、「登録申請書」を住民権課にご提出ください。

本人確認書類のコピーと「登録申請書」を住民権課宛に郵送することでも、ご申請頂けます。

○登録者への通知

登録した人の住民票、戸籍、戸籍附票に関する証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、交付年月日、交付した証明

書の種別及び通数、交付請求者が代理人かそれ以外の者かの種別を通知します。

○交付事実の証明

交付事実の通知を受けた人が交付した事実の証明書を必要とするときは、その内容を審査し、適当と認める場合に、下記の内容を記載した「交付事実証明書」を交付します（申請には、本人確認が出来る書類（免許証など）の提示が必要です）。

なお、交付事実の証明を申請できる期間は、登録者への通知日から起算して30日間です。

○「交付事実証明書」の内容

- ・交付年月日
- ・交付した証明書の種別及び通数
- ・交付請求者が代理人かそれ以外の者かの種別
- ・交付請求者が本人の代理人の場合、その代理人の住所、氏名

○「交付事実証明書」の交付手数料

1件につき300円

◆問合せ 住民権課 ☎98-5515

マイナンバー

マイナンバーカードの臨時休日交付窓口 を開設します（予約制）

マイナンバーカードは原則として本人が窓口に来られて受け取る必要があります。

平日の役場開庁日に受け取りに来ることが困難な人のために、臨時休日交付窓口を開設します。

マイナンバーカード受け取りの流れ

申込まれたマイナンバーカード（個人番号カード）ができ上がり、役場に届いたことをお知らせする交付通知書（ハガキ）が申請者のご自宅に届きます。通知書が届きましたら、必要な持ち物をお持ちになり、ご本人が住民人権課にお越しください（15歳未満の人と成年被後見人の場合は、本人に法定代理人が同行してください）。住民人権課で本人確認のうえ、暗証番号を設定頂くと、カードを受け取ることができます。

なお、平成29年3月末日までに交付申請されたマイナンバーカードでまだ受取にいられていないカードは、平成30年3月30日をもって廃棄しています。

【と き】 10月14日（日）

午前9時～正午

【ところ】 住民人権課

※当日は予約制となりますので、10月10日（水）までにご予約ください。

※次回以降の休日交付は決定次第別途ご案内します。

※交付の際に必要な持ち物は、通知カードに同封されていた案内の7ページ、交付通知書、町ホームページでご確認ください。

※証明発行、届出などの通常業務は行っていないです。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

防 犯

秋の全国地域安全運動

10月11日（木）～20日（土）までの10日間、全国地域安全運動が行われます。

重点項目とスローガンなどは次のとおりです。

<重点項目>

- (1) 子どもや女性を対象とする犯罪の被害防止
- (2) 特殊詐欺の被害防止
- (3) 自動車関連犯罪及びひったくりの被害防止

<スローガン>

●メインスローガン

みんなで力をあわせて 安全・安心まちづくり

●サブスローガン

- ・地域の輪 みんなで守ろう 子どもの未来
- ・振り向いて あなたの後ろに 迫る影
- ・その電話 本当にあなたの 息子さん？
- ・キャッシュカードは渡さない 暗証番号は教えない

号は教えない

- ・カギ締めて 荷物残さず からっぽに
- ・きいつけや～ あんたのことやで そのバッグ

◆問合せ

富田林警察署 ☎25-1234

危機管理課 ☎98-5525

市民講演会

【と き】 10月30日（火）

午後3時～5時

【ところ】 富田林保健所2階 講堂

【対象】 富田林保健所管内の一般住民

【定 員】 70人（先着順）

【内 容】 講義「目からウロコのお酒の話」

【講師】 ひがし布施クリニック院長 辻本 士郎先生

【参加費】 無料

【申 込】 電話、または、ファックスでお申込みください。

◆申込・問合せ

富田林保健所地域保健課

精神保健福祉チーム ☎23-2684

FAX24-7940

大阪府警察提供
安まちメール 配信中!!

登録するには？

QRコードからアクセス

バーコードリーダー機能付きの携帯電話から上記QRコードを読み取り、大阪府警察ホームページにアクセスできます。
※ 機種により読みとれない場合があります。

直接メールで登録

touroku@info.police.pref.osaka.jp
へ空メールを送信
※ドメイン設定受信をされている方は、予めドメイン設定受信に「info.police.pref.osaka.jp」を設定してください

声かけ!!

犯罪から身を守るために必要な「犯罪発生情報」と「防犯対策情報」を、メールでお知らせします。安まちメールに登録して、あなたやまわりの大切な人が被害に遭わないように情報を活用しましょう。

パソコンからは、大阪府警察ホームページ（http://www.police.pref.osaka.jp/）から「安まちメール」をクリック!!

切手

583 8580

南河内郡太子町
大字山田88番地
太子町役場
広報 太子係

住所・氏名
電話番号

583-□□□□

◆あて先

☎（98）0300

◆問合せ 総務政策課

書いてください。

※苦情、疑問などの投稿をされる場合も住所、氏名、電話番号を書いてください。

●写真は直接お持ちください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●応募の注意

ハガキの表に、住所、氏名、電話番号を書いてください（封書の場合は手紙に）。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●写真は直接お持ちください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

●掲載時に匿名を希望される人でも、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。

ハガキ
写真募集

教 育

小学1年生になる前に
就学時健康診断を

来春の小学校入学予定者を対象に「健康診断」を行います。事前に通知書を郵送しますので、当日お持ちください。

なお、10月18日(木)までに通知書が届かない場合や、当日の都合で受診できない場合は、ご連絡ください。

※車での来校はご遠慮ください。

【町立磯長小学校】

11月22日(木)

●受付時間

①午後1時50分～2時5分

②午後2時20分～2時35分

③午後2時50分～3時5分

※①～③の3部制で指定された時間帯。

【町立山田小学校】

10月25日(木)

●受付時間

①午後1時50分～2時5分

②午後2時20分～2時35分

※①～②の2部制で指定された時間帯。

●就学に関する相談を、学務指導課で行っています。就学に関する不安や気になることをご相談ください。

【と き】月～金曜日

午前9時～午後5時

※土日、祝日を除く。

◆問合せ 教育総務課 ☎98-5533

学務指導課 ☎98-5532

健康保険

国民健康保険被保険者証更新

国民健康保険被保険者証をお持ちの人

に、平成30年10月中に新しい被保険者証(茶色)を世帯主あてに簡易書留で送付します。現在お持ちの被保険者証(青色)の有効期限は、平成30年10月31日までとなっています。有効期限経過後は保険医療課へ返却するか、各自で適切に処分してください。

国民健康保険の加入者で、新しい被保険者証が10月末になっても届かない場合や、すでに他の健康保険に加入しているのに国民健康保険の新しい被保険者証が届いた場合は、保険医療課へお問い合わせください。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

自分の為に!家族の為に!
特定健康診査を受診しましょう

10

太子町国民健康保険に加入されている40歳以上75歳未満の人に、特定健康診査の受診券を送付しています。受診期限までに受診してください。

【受診期限】平成31年3月31日まで

※受診券の有効期限内でも、国民健康保険から後期高齢者医療保険や、会社の社会保険などに変わった場合は使用できません。

※同年度内に特定健康診査と人間ドック補助の両方を利用することはできませんので、ご注意ください。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

10月～11月は麻薬・覚醒剤乱用防止運動月間です。

最近、青少年の間で、大麻や危険ドラッグなどの薬物の乱用が増加しています。

これら乱用される薬物の心身への被害は大きく、時には死亡に至ることもあります。

薬物乱用を許さない社会をつくり、青少年を薬物乱用から守りましょう。

◆問合せ 危機管理課 ☎98-5525

総合体育館トレーニング講習会

町立総合体育館のトレーニング室は、講習会に参加した人でないと利用できません。

【と き】10月13日(土) 午後6時30分～9時

※午後6時30分までに必ずお越しください。

【ところ】町立総合体育館

【受講料】200円

※申込時にご用意ください。

【定 員】25人

【受講資格】平成30年3月31日現在15歳以上(高校生以上)の人

【内 容】講義:トレーニングの基礎理論

実技:ウォームアップ・クールダウンの実技

【受 付】10月4日(木)から講習会当日までの、午前9時～午後5時30分まで。

先着順で定員に達するまで受け付けます。

※町立総合体育館の休館日は月曜日です。

ただし、月曜日が祝日、振替休日の場合はその翌日が休館日です。

◆問合せ 町立総合体育館 ☎98-5344

“ お店や有料の教室・クラブ活動 ” を PR しませんか!!

○広報「太子」の有料広告を募集中

- ・大きさ 大枠:天地6センチメートル×19.5センチメートル/小枠:天地6センチメートル×9.7センチメートル
- ・色 2色刷り
- ・掲載料 大枠(1か月):町内 8,000円、町外 10,000円/小枠(1か月):町内 4,000円、町外 5,000円

○町のウェブページのバナー広告を募集中

- ・大きさ 天地50ピクセル×左右130ピクセル
- ・掲載料 3か月単位:町内 15,000円、町外 18,000円

※6か月以上の掲載には割引があります。

内容により掲載できない場合もあります。詳しくは、総務政策課までお問い合わせください。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300





ごみを出す時には マナーを守ってください！

最近、一部の人がごみの収集日を守らずにごみを出したり、収集できないごみを出すなどして、集積場付近の人に変な迷惑がかかっています。ごみを出すときは、次のことにご注意ください。

- 必ず収集日を確認し、決められた場所に出してください（ごみ収集日程表や毎月の広報太子をご確認ください）。
- 推奨ごみ袋（30ℓ青色半透明、45ℓ白色半透明）に入れて出してください。
- もえるごみを出す場合は、「もえるごみ専用シール」を、30ℓのごみ袋には1枚、45ℓのごみ袋には2枚貼ってください。
- 粗大ごみを出す場合は、「粗大ごみ専用シール」を貼ってください。
- 有効期限切れの「ごみシール」を貼って出されたごみは収集できませんので、ごみシールの有効期限を確認の上、出してください。
- カン、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装の中に生ごみ、紙くず類などの異物を混入しないでください。
- 収集できないごみ（次のごみは収集しません。絶対に出さないでください）
エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、タイヤ、バッテリー、消火器、廃油、農薬、薬品、塗料、プロパンなどのボンベ類、コンクリート、ブロック、レンガ、土砂、耐火金庫、オイルヒーター、産業廃棄物、ピアノ、パレット、スプリング入りマットレス、危険物、著しい悪臭を発するもの
- ごみは収集日の当日、午前7時までにに出してください。

☆お願い

カン・ペットボトルなどの資源ごみの売却費用は、町の貴重な財源の一部になります。再生しやすいように水洗いをし、勝手な持ち去りを防止するためにも、必ず当日の朝に出してください。ご協力をお願いします。

◆問合せ

生活環境課 ☎98-5522



障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、10月12日（金）までにご予約ください。また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

【と き】10月18日（木）

午後1時～3時

【ところ】役場1階 相談室

◆問合せ

福祉課 ☎98-5519

第24回 太子町障がい者ふれあいスポーツ大会

“みんな一緒に楽しい一日を

過ごしましょう”

障がい者ふれあいスポーツ大会を行います。参加を希望される人は、10月5日（金）までに福祉課へお申込みください。

【と き】10月21日（日）

午前10時30分～午後3時

【ところ】町立総合体育館

【対 象】町内の障がい者・障がい児
その家族・友人

【持ち物】上靴、飲み物、昼食

【主 催】太子町障がい者ふれあいスポーツ大会実行委員会

◆問合せ

福祉課 ☎98-5519

太子町社会福祉協議会 ☎98-1311

日赤活動資金へのご協力 ありがとうございました

日赤太子町分区分では、6月に各町会・自治会及び住民のみなさまに対し、日本赤十字社の活動資金の募集を行い、次のとおりご協力を頂きました。

■総額：735,400円

（平成30年8月31日現在）

お寄せ頂いた活動資金は、日本赤十字社が災害救護活動や災害時の被害を減らすため、「防災・減災」の知識や技術を普及するなど、「いのちと健康をまもる」様々な赤十字活動に活用されます。

みなさまの力強いご支援ご協力ありがとうございました。

◆問合せ

福祉課 ☎98-5519

正しく使おう、LPガス

10月はL Pガス消費者保安月間です。

ご家庭や事業所、行事などで利用されているL Pガスは、私たちにとって身近なエネルギーであり、正しく扱えば安全で大変便利なものですが、取り扱いを誤ると一酸化炭素中毒やガス漏れなどの事故につながる恐れがあります。

次の点に十分注意し、L Pガスを正しく安全に使用しましょう。

- ・ガス器具を使うときは換気をする。
- ・点火するときは必ず目で見て確認する。
- ・ガス栓カバーやゴムキャップを使用し誤開放を防止する。

◆問合せ 富田林市消防本部予防課
☎23-1124

10月の「し尿」収集日	収 集 日	種 類
	4日（木）	小 型
	4日（木）	一 般
	18日（木）	2 回 取 り

10月の「ゴミ」収集日	種 類	収 集 日
	もえるゴミ	2日・5日・9日・12日・16日・19日・23日 26日・30日（毎週火・金曜日）
	粗大ゴミ	10日・24日（第2・第4水曜日）
	ビン・カン混合	8日・22日（第2・第4月曜日）
	金 属 類	3日・17日（第1・第3水曜日）
	ペットボトル	25日（第4木曜日）
	プラスチック製容器包装	4日・18日（第1・第3木曜日）

※粗大ごみで袋に入れて出される場合も、半透明のごみ袋を使用してください。くれぐれも黒色のごみ袋は使用しないでください。

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までにに出してください。
※生ごみは、しっかり水分を切ってから出してください。

安全

ヘルシーライフ講座 ③

「そんなに食べていないのに体重が増えている」「血液検査（コレステロール・血糖）の値が高い」などのお悩みを講座で解決します。食事・運動についてあなたの改善点を栄養士・保健師・運動指導士と一緒に考えます。

活動計・ストックの無料レンタルもあります。ぜひ、この機会にヘルシーライフとヘルシーボディを手に入れましょう。

【対 象】 20歳以上の住民

【定 員】 20人（要事前申し込み）

※各開催日時の3日前までにお申込みください。

※定員になり次第締め切ります。

【参加費】 無料

●「食事」編

パート1：1日の必要なカロリーって？

【と き】

10月30日（火） 午後1時30分～

パート2：気になる数値を下げるコツ

【と き】

11月6日（火） 午後1時30分～

【ところ】

パート1・2ともに町立保健センター

●「運動」編

パート1：運動の効果を知ろう

【と き】

11月13日（火） 午後1時30分～

パート2：ストックを使ったウォーキング

【と き】

11月20日（火） 午後1時30分～

【ところ】

パート1・2ともに町立万葉ホール

◆申込・問合せ

健康増進課 ☎98-5520

風しんにご注意

現在、例年と比較し、関東地方で風しんの届け出数が大幅に増加しています。今後、全国的に感染が拡大する可能性があります。

予防接種の履歴のない30代～50代の男性は、風しんにかかったことのない人も多く、抗体価が低い人が2割程度存在していることがわかっています。

また、妊娠20週頃までの妊婦が風しんウイルスに感染すると、胎児も風しんウイルスに感染し、出生児が難聴、先天性心疾患、白内障、精神運動発達遅滞等のいわゆる CRS を発症する可能性が高いことが知られています。

風しんの抗体価が低いと思われる人については、感染を防ぐため、風しんの予防接種をご検討ください。

町では、風しんの予防接種について、下記のとおり予防接種費用の助成を行っています。

【対 象】 風しん抗体価が HI 法：16倍以下、EIA 法：8.0未満で、下記のいずれかに該当する人

①妊娠を希望する女性

②妊娠を希望する女性の配偶者

③妊娠している女性の配偶者

※ただし、現在妊娠中の人や、妊娠の可能性のある人については、助成の対象外となります。

【助成額】 風しんワクチン接種に係る費用

【助成限度額】 麻しん・風しん混合ワクチン 7,000円

風しん単抗原ワクチン 4,000円

【助成回数】 いずれも1回まで

助成を受けるには、ワクチン接種の領収書・抗体検査の結果・接種済証・印かん・振込口座がわかるものをお持ちになり、健康増進課へご申請ください。

また、富田林保健所では、風しんの抗体検査を無料で行っています。検査を受けるための条件など詳しくは、富田林保健所へお問い合わせください。

◆問合せ 富田林保健所 ☎23-2683

健康増進課 ☎98-5520

たいしくんスマイル(太子町健康マイレージ事業)対象事業マーク

健診の受診、健康に関連するイベントへの参加、健康づくりの自主的な取り組みで得られる、50スマイル（ポイント）を貯めて応募すると、参加賞や健康に関連するグッズが抽選で当たる『たいしくんスマイル』が始まっています！

町内に在住している全住民が応募できます。

広報太子の紙面上で、下記のマークが記入されている事業は、たいしくんスマイルの対象事業です。マーク内の数字がスマイル数ですので、みなさま、ぜひご参加ください。

3

3スマイルマーク

5

5スマイルマーク

8

8スマイルマーク

10

10スマイルマーク

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

保険医療課 ☎98-5516

10月の相談

種 類	日 程	時 間	場 所	問い合わせ先
行政(国の行政に関すること)	10日(水)	13:00～15:00	役場3階第2会議室	総務政策課 ☎98-0300
消費者※1	平日の(月)～(金)	9:00～16:00	富田林市役所	富田林市消費生活センター ☎25-1000(内線186)
教育(いじめ110番・進路)	平日の(月)～(金)	9:00～17:00	教育委員会	学務指導課 ☎98-5532
人 権※2			住民人権課	住民人権課 ☎98-5515
就 労			観光産業課	観光産業課 ☎98-5521
心配ごと	10日(水)・25日(木)	13:30～15:00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311

※1 消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。

学校給食センター……………	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局……………	☎98-5533 FAX98-4514
公民館……………	☎98-5530 FAX98-5530
まちづくり観光交流センター (観光産業課)……………	☎98-5521 FAX98-4514
総合福祉センター…………… (社会福祉協議会)	☎98-1311 FAX98-2111
水道…………… (太子水道センター)	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場……………	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園…………… (総合体育館)	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター……………	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館……………	☎98-3266 FAX98-3279
消防署太子分署……………	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介……………	☎23-9919
休日診療所……………	☎28-1333
富田林警察署……………	☎25-1234
火災・救急救助……………	☎119

税

固定資産税の第3期納期限は 10月31日(水)です

固定資産税の第3期納期限は、10月31日(水)です。忘れずにお納めください。納付書にコンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷があるものは、全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

詳しくは、納付書をご覧ください。

また、口座振替をご利用のみなさまは、残高の確認をお願いします。

平成30年度 各納期限

	第1期	第2期	第3期	第4期
町・府民税	7月2日	10月1日	11月30日	1月31日
固定資産税	5月31日	8月31日	10月31日	12月28日
軽自動車税	5月31日			

なお、納期限までに税金を納めて頂かないと、次のような督促手数料や延滞金がかかります。

また、督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

(1)督促手数料

督促状を発送した場合1通につき100円

(2)延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年8.9%（ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年2.6%）の割合で計算した延滞金がかかります。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

子育て

ひとり親家庭などの出張相談窓口

ひとり親家庭の皆さんに対して、就業や生活、子育てなどについての相談や情報提供などの支援を行うため、専任職員による出張相談窓口を開設します。

また、富田林子ども家庭センターでは随時、母子・父子自立支援員が面接、または、電話で相談に応じています。

【と き】10月1日(月)

午後2時～4時

【ところ】役場1階 相談室

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

富田林子ども家庭センター

生活福祉課 ☎25-1131

プレママ・パパ教室 ③

もうすぐママ・パパになる人を対象に「プレママ・パパ教室」を行います。

ぜひ、ご参加ください。

【と き】10月28日(日)

午前9時30分～11時30分

受付：9時15分

【ところ】町立保健センター

【対 象】妊婦とその家族

※お一人での参加も可能です。

【内 容】・沐浴・お着替え体験

・赤ちゃんが泣いたときのあやし方

・パパの妊婦体験

【定 員】10組

【参加費】無料

【申 込】電話でお申込みください

◆申込・問合せ

健康増進課 ☎98-5520

「たいしくん」ナンバープレート交付中!

町では、「たいしくん」ナンバープレート（原付バイク50cc）の交付を行っています。現在使用中のナンバープレートを、無料で交換することもできます（500枚限定です）。

○たいしくんナンバープレートに交換するときに必要なもの

・現在使用中のナンバープレート ・申告済証（または、車体番号の石すり） ・印かん

※手続きに来られた人の本人確認を行っていますので、運転免許証などを必ずご用意ください。

※同居の親族以外の方が手続きをされる場合は、「委任状」が必要です。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517





募 集

平成30年度大阪府盲ろう者通訳・ 介助者養成研修受講者募集

視覚と聴覚に重複して障がいのある盲ろう者のコミュニケーションと移動を支援するために、通訳・介助を行う「盲ろう者通訳・介助者」の養成研修を行います。

【と き】

11月29日(木)～平成31年2月4日(月)のうち16日間

【ところ】

大阪府障がい者社会参加促進センター

【対 象】

- ・盲ろう者福祉に熱意があり、盲ろう者通訳・介助者として活動する意思のある人

- ・すべてのカリキュラムを指定された日に受講できる人

【定 員】 60人

【受講料】 無料

※ただし、テキスト代は自己負担。

【申 込】 10月1日(月)～11月2日(金) 必着

受講案内冊子の「平成30年度大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修受講申込書」に必要事項を明記し、ご郵送ください。なお、受講案内冊子は、福祉課窓口にあります。

○郵送先

〒543-0072

大阪市天王寺区生玉前町5番33号

社会福祉法人大阪障害者自立支援協会

◆問合せ

大阪府障がい福祉室自立支援課

☎06-6944-9176

FAX06-6942-7215

創業セミナー

町内でこれから創業される人を対象に、創業に関するノウハウが無料で学べる「創業セミナー」を行います。全4回のセミナーを受けて頂くと、創業に必要な経費の一部補助など様々な優遇制度を受けることが可能となります。また、子育て世代向けに託児もありますので、ぜひ、ご参加ください。※申込方法、優遇制度などにつきましては、お問い合わせください。

【と き】 11月13日、20日、27日

12月4日 毎火曜日

午後7時～9時

【ところ】 富田林商工会 会議室

【定 員】 30人（定員になり次第締切）

【託 児】 1歳以上（定員なし）

【申 込】 10月9日(火)から受付

◆申込・問合せ 富田林市産業環境部
商工観光課商工労働係
☎25-1000（内線482）

4 月採用 町技術職員（土木）追加募集

平成31年4月採用の太子町技術職員（土木）採用試験を行います。

一次試験は、全員面接試験のみです。二次試験以降も、専門分野における職員としての適性、人物評価に重点を置くこととし、事前の対策が必要となる一般的な公務員試験や総合能力検査（SP13）は行いません。

詳しくは、採用試験案内をご覧ください。

募集職種	受験資格	採用予定人数
上級技術職（土木）	昭和54年4月2日～平成9年4月1日までに生まれた人で、大学で土木課程を履修し卒業（平成31年3月末までに卒業見込みを含む）、または、土木施工管理技士の資格のある人	1人程度

※普通自動車運転免許（AT限定可）を取得しているか、または平成31年3月末までに取得見込みであることが必要となります。

【試験日】 1次試験日 12月2日(日) 面接

【申込方法】 受験の申込方法は、簡易書留郵便による郵送の方法のみに限ります。

【受付期間】 11月1日(木)～19日(月)

※締切日必着。

【その他】 採用試験案内は、秘書課で配布します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

◆申込・問合せ 秘書課 ☎98-5531

竹内街道と西国巡礼の歴史 ③

竹内街道歴史資料館では、いよいよ秋季企画展「観音開帳－竹内街道と西国巡礼の歴史」が始まりました。展示で最も注目をあつめているのは、西国三十三所の観音像を金泥塗で描いた三幅の西国三十三所観音本尊掛軸です。

西国三十三所観音本尊掛軸は三十三度行者の満願供養で使用される重要な什物でした。供養什物には他に、髪續の花山法皇黒髪曼荼羅掛軸や西国巡礼の四人の祖師、花山法皇・仏眼上人・徳道上人・性空上人の画像掛軸があります。供養ではこれらの豪華絢爛な掛軸が飾られるなか、西国巡礼の由緒が語られたと考えられます。

西国巡礼は、養老二年(718年)に長谷寺の開基である徳道上人が62歳のとき亡くなり冥土の入口で閻魔大王に会い、現世の罪で地獄へ送る者があまりにも増えたため、33か所の観音霊場を巡ることで滅罪の功德があるので、巡礼により人々を救済するよう告げられ、起請文と三十三の宝印を授かり現世に戻る。上人は三十三所巡礼を説くが広まらず、宝印を摂津中山寺に納めた。その約270年後に花山法皇が、書写山円教寺の性空上人の勧めで、河内石川寺(叡福寺)で仏眼上人と出会い、三十三所巡礼を遂げたことから人々に広まったと伝えられます。ゆえに本年は徳道上人が閻魔大王に三十三の宝印を授かり1300年目の年にあたるということになります。

三十三所観音本尊は多種多様な像様であらわされま

す。まさに現世における衆生救済を表現したものといえるでしょう。「西国三十三所観音本尊掛軸」三幅はならべて掲げると、右上的那智山から千鳥に下り右下の33番華厳寺に至り、一目で巡礼を遂げることができるのです。皆さんもこの秋、資料館で一目970キロメートルの旅を試みませんか。

竹内街道歴史資料館では12月2日(日)まで、この西国三十三所観音本尊掛軸などを展示する企画展「竹内街道と西国巡礼の歴史」を行っています。



▲仏眼上人画像(部分)